

## 北海道人材確保対策推進本部員会議開催要領（案）

平成 年 月 日

## 1 目的

本道は全国を上回るペースで人口減少や少子高齢化が進行し、将来にわたり生産年齢人口の減少が見込まれ、人手不足の一層の深刻化による地域産業の停滞が懸念される中、力強い本道経済の構築に向けては、経済活動を支える人材の確保が重要な課題である。

このため、働き方改革を含めた人材確保対策を関係部局の連携により効果的に推進するため、北海道人材確保対策推進本部員会議（以下「本部員会議」という。）を開催する。

## 2 所掌事項

本部員会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 人材確保対策に関する施策の推進及び総合調整に関すること。
- (2) 人材確保対策に関する施策・事業の展開に係る情報共有及び連絡調整に関すること。
- (3) その他人材確保対策等の推進に必要な事項に関すること。

## 3 組織

- (1) 本部員会議は、本部長、副本部長及び別表に掲げる職にある者をもって構成する。
- (2) 本部長には知事を、副本部長には副知事（産業振興施策の推進を所管）をもって充てる。
- (3) 本部長は、必要に応じて、本部員会議に本部員以外の者を出席させることができる。
- (4) 本部員会議の事務を円滑に進めるため、幹事会を開催する。  
幹事会の構成員は、別表のとおりとする。
- (5) 幹事長は、必要に応じて、幹事会に幹事以外の者を出席させることができる。
- (6) 幹事長は、必要に応じて、分科会を開催することができる。

## 4 会議の開催

- (1) 本部員会議は、本部長が招集し、開催する。
- (2) 幹事会及び分科会は、幹事長が招集し、開催する。

## 5 事務局

本部員会議及び幹事会の事務局は、経済部労働政策局雇用労政課に置く。

## 6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

## 附 則

本要領は、平成 年 月 日より施行する。

本部員会議	幹事会
【本部長】 知事	【幹事長】 経済部労働政策局長
【副本部長】 副知事 (産業振興政策の推進を所管)	
副知事	
総務部長	総務部総務課長
総合政策部長	総合政策部総務課長
交通企画監	総合政策部交通政策局交通企画課長
環境生活部長	環境生活部総務課長
保健福祉部長	保健福祉部総務課政策調整担当課長
少子高齢化対策監	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課長
経済部長	経済部経済企画局経済企画課長
観光振興監	経済部観光局参事
食産業振興監	経済部食関連産業室参事
農政部長	農政部農政課長
水産林務部長	水産林務部総務課企画調整担当課長
建設部長	建設部建設政策局建設政策課政策調整担当課長
各総合振興局・振興局長	各総合振興局・振興局産業振興部長(地域産業担当部長)
東京事務所長	観光・企業誘致課長
教育庁教育部長	教育庁総務政策局教育政策課長